平成30年度新宿御苑アートギャラリー募集要項

この要項は、平成30年度環境省新宿御苑インフォメーションセンター・アートギャラリーにおける作品展示の募集について定めるものである。

- 1. 対象者:営利を目的としないサークル・団体等(個人や民間企業を除く)を対象とします。
- 2. 利用期間:1週間(原則として火曜日~日曜日)を単位とする希望する期間。 ※ただし、平成30年5月14日~平成31年3月17日の期間内で、以下の期間を除く期間。 平30年7月23日~9月2日、10月29日~11月18日、12月29日~平成31年1月3日
- 3. 利用料金:無料
- 4. 利用許可の基準:次に掲げる(1)~(3)の内容を満たし、公共施設を利用する展示として内容や利用方法が適切であること。
 - (1) 目的が環境保全、自然公園・国民公園の普及啓発、自然とのふれあいに関する明確なテーマやメッセージを有するものであり、不特定多数の者の入場を前提としていること。

(具体例)

- ・地球環境の保全、リサイクルの推進等に関連するもの
- ・生物多様性の保全、野生動植物に関連するもの
- ・自然観察や森林等の自然を利用したもの
- 新宿御苑の風景写真・風景画・植物画
- ・自然公園で見られる野鳥のバードカービング
- (2) 利用方法が、壁面への写真・絵画・パネルの展示、もしくは工作品・オブジェ・標本・植物の鉢植え・寄せ植え等、設置及び撤去が容易な方法による展示であること。
- (3) 内容が次のいずれにも該当していないこと。
 - ① 生徒を募集する絵画・写真等の教室、商品の宣伝行為、物品販売等の営利目的となるもの。
 - ② 特定の宗教の布教等につながるもの。
- 5. 応募方法及び利用決定方法など
 - (1) 利用希望団体は、次の応募書類一式を必ずご提出ください。

応募・利用の実績があっても、次に掲げる①~④(必要に応じて⑤)をすべて送付してください。不足書類がある場合は利用適否の判断ができないため、落選となる場合があります。

なお、提出書類の返却はいたしません。

① アートギャラリー利用申込書(様式は説明会において配布します。)

- ② 団体の会則と会員名簿(団体の設立趣旨や構成が分かるもの)
- ③ 予定している展示の企画書(テーマが具体的に分かる資料)
- ④ これまでの活動実績※(主な展示の概要(写真あれば添付)や活動の内容)
- ⑤ その他、新宿御苑が要請した書類 ※団体としての活動実績が不明な場合、利用をお断りする場合があります。
- (2) 利用希望団体(代表者や責任者)は、以下の日程で行われる説明会に必ずご参加ください。説明会への出席が、応募の必要条件となります。

また、応募書類一式は、この説明会でのみ配布します。

第1回 <u>平成29年9月2日(土)</u> 14:00~15:00 (平成30年5月14日~平成31年3月17日の利用希望者向け)

第2回 <u>平成29年11月12日(日)</u> 14:00~15:00 (平成30年10月1日~平成31年3月17日の利用希望者向け)

第3回 <u>平成30年1月21日(日)</u> 14:00~15:00 (平成31年1月4日~平成31年3月17日の利用希望者向け) 開催場所:新宿御苑インフォメーションセンター2階 レクチャールーム

(3) 応募期間

応募にかかる書類は、下記の利用申込書提出締切日必着で新宿御苑管理事務所 (アートギャラリー利用募集係) までご提出ください。

1 1 1 7 7 1 1 1 1 1 2 1 7 1 1 2 1 1 1 1					
利用希望期間	対応する説明会		明会	申込書提出締切日	使用許可連絡
平成30年5月14日~ 9月30日				平成29年10月6日(金)	平成29年11月上旬
平成30年10月1日~ 12月28日	第1回 H29 9/2	第2回 H29 11/12		平成29年12月15日(金)	平成30年1月中旬
平成31年1月4日~ 3月17日			第3回 H30 1/21	平成30年2月23日(金)	平成30年3月下旬

(4) 利用許可の決定

新宿御苑アートギャラリーにおいて展示実績のある団体については、<u>過去の展示において、許可条件が適切に守られたかどうかという評価についても勘案し、利用の適</u><u>否を審査します</u>。適切と判断されれば、展示期間の調整後、利用の許可について通知します。なお、応募団体多数の場合は抽選による選考となり、落選することもあり得ます。

(5) 展示作品等の事前打合せ

利用許可を受けた展示者は、広報資料(ポストカード、チラシ等)やホームページや雑誌等の広報記事掲載に当たっては、<u>印刷・投稿前に新宿御苑インフォメーションセンター アートギャラリー担当窓口(以下、アートギャラリー担当窓口)の確認を受けてください。</u>

また展示開始日の1ヶ月前までに、作品と展示作業予定の確認のため、アートギャラリー担当窓口と面談での打合せを、現場責任者が同席の上行ってください。

6. 展示作業の実行等

- (1) 作品等の搬入、展示、搬出は展示者が行ってください。
- (2) 搬入は、利用初日の前日(通常閉館日)の9:00以降16:30の間に展示者立会いの下で行ってください。作業はアートギャラリー担当窓口に連絡の上、開始してください。
- (3) 宅配等の方法によって事前に展示物をお預かりすることはできません。
- (4) 展示期間中は必ず1名以上の保安要員を配置し、入館9:00、退館16:30を厳守してください。また、貴重品はお持ち帰りください。
- (5) 保安要員の配置や保険など、展示期間中の保安は利用者の責任において行ってください。
- (6) 搬出は、利用最終日の16:30 までに完了するよう、アートギャラリー担当窓口に連絡の上開始してください。また、展示作品の搬出後は清掃を行い、退出前に必ずアートギャラリー担当窓口のチェックを受けてください。
- (7) 施設や備品類等に破損、汚染等を生じた場合は、速やかにアートギャラリー担当窓口 に連絡し、その指示に従ってください。
- (8) コピーサービスや電話の取り次ぎ、文房具の貸し出し等は行っておりません。

7. 禁止行為

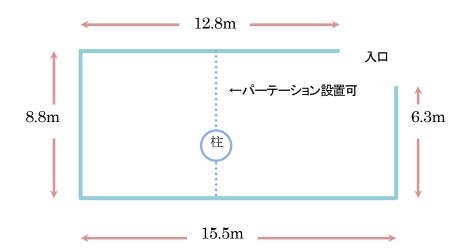
展示に関して次の行為は行わないでください。新宿御苑の指示に反したり、危険行為等をしたりした展示者に対しては、展示開催中でも展示を中止していただくことがあります。 また、次年度以降の応募の選考に影響することもあります。

- (1) 他の入館者に不快感を与え、又は危害を及ぼすこと。
- (2) 動物を持ち込むこと。
- (3) 入館者からの料金の徴収、物品の販売、募金活動その他これに類すること。
- (4) 展示作品に関係のない広告物その他これに類するものを掲示し、又は設置すること。
- (5) 展示作品に関係のないビラなどを配布し、又は各種宣伝行為をすること。
- (6) 申込書で申請したテーマと異なる展示をすること。 (変更を希望する場合は必ず事前に 新宿御苑に相談すること。)
- (7) ビラ、ポストカードやチラシ等を無断で作成すること。
- (8) 新聞、雑誌等や刊行誌等に無断で掲載すること。
- (9) 新宿御苑の敷地内で、許可なくチラシ等を配布したりポスターを掲示したりすること。
- (10) 施設、設備、備品類等を破損・汚損すること、又はそのおそれのある行為をすること。

8. 施設、設備

(1) 施設規模:展示床面積 136m² 展示壁長 15.5×8.8m 天井高 2.6m

【アートギャラリー平面図】



(2) 付属設備等

- ・展示用ピアノ線、フック(耐荷重 8kg 程度) 100 セット
- ・パーテーション(中間仕切り壁) 7枚
- •台車、脚立各1台
- · 長机 15 台
- ・パイプ椅子30脚
- ・ポスター展示用立看板(A1 サイズ3台)(設置場所の指定あり)
- ・題名掲示用マップピン
- ・希望があればアートギャラリー展示期間中に、園内の中央休憩所とレストハウスの2カ所にポスターを掲示することも可能ですので、お早めにご相談ください。
- ・7 月~9 月以外の期間は、他の予約がなければアートギャラリー展示期間中に2階のレクチャールームにおいて、講演等行うことも可能ですので、お早めにご相談ください。

(3) 問合せ先、申込先

〒160-0014 東京都新宿区内藤町11

- ① 応募書類の受付、利用許可の決定、利用報告書における連絡先は以下のとおり 新宿御苑管理事務所 アートギャラリー利用募集係TEL 03-3350-0152 FAX 03-3350-1372
- ② 広報資料や雑誌掲載記事の事前確認、利用許可後の事前打合せ、搬出・搬入等に おける連絡先は以下のとおり

<u>新宿御苑インフォメーションセンター アートギャラリー担当窓口</u> TEL 03-3350-0151

サービスセンターより転送【9:00~17:00、休園日月曜日(祝日の場合は翌平日)】